

**議員定数及び議員報酬についての報告書
(案)**

市会改革推進委員会

平成26年1月

目 次

I	検討経過	P 2
II	地方自治法等の規定	P 4
III	学識者からの意見要旨	P 6
IV	論点	P 11
V	検討結果	P 14

I 検討経過

1 前任期における検討経過

前任期の市会改革推進委員会（平成21年3月19日～平成23年3月14日）において、議員定数及び議員報酬について検討され、以下のとおり最終報告がなされた。

<議員定数>

政令指定都市における定数の状況、平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区ごとの議員一人当たりの人口の状況等を踏まえ、来任期において改めて検討する。

<議員報酬>

京都市の厳しい社会経済状況、財政状況等を勘案し、平成23年度から特例措置として10%削減する（※）。

※ 平成25年度においても10%削減を継続して実施している。

この報告を受け、平成23年5月に設置した現在の市会改革推進委員会において、議員定数についての検討を引き継ぐこととなり、議員報酬についても、議員定数の見直しと併せて検討することとしたものである。

2 市会改革推進委員会における検討経過

(1) 検討に至るまでの過程

- ・ 現在の市会改革推進委員会においては、議員定数・議員報酬に加えて、前任期からの申送りとして、議会基本条例が重要な検討事項であった。
- ・ 議会基本条例の検討に当たっては、まずは、議会改革に関する取組のうち、京都市会が未実施のものについて、網羅的に検討することから始めた。次に、個々の取組の検討が一通り終了するめどが立った段階で、議会改革の指針となる京都市会の基本理念の策定を目指した。
- ・ そして、議員定数・議員報酬については、京都市会の在り方や京都市会が果たすべき役割について、十分に議論が進んだ段階で議論を始めることとした。
- ・ 平成24年8月に、京都市会の基本理念がまとまった。これによって、京都市会の改革の方向性や京都市会の役割、京都市会議員の使命などについて、議員間で共通の認識が図れた。
- ・ 以降、京都市会の基本理念と個々に検討してきた事項を基に、議会基本条例の制定に向けた検討に着手した。条例の制定に向けた検討を進める一方で、議員定数・議員報酬についても、平成24年9月から委員会における議論を本格的に開始した。

(2) 検討状況

- 市会改革推進委員会においては、議員定数・議員報酬について、個別の具体的な議論（議員定数であれば、特定の選挙区の増減など）ではなく、それぞれの在り方を議論することが確認された。
- 平成25年1月に、全国市議会議長会法制参事の廣瀬和彦氏を委員会に招致し、議員定数・議員報酬を検討するうえで考慮すべきことや基準となり得る考え方について、学ぶ機会を設けた。
- また、議員定数・議員報酬という、正に議員の処遇に関することについて、議員だけで議論するのではなく、専門的な知見を活用することが検討された。学識者等で構成する第三者機関を設置することが検討されたが、合意には至らず、3名の学識者に対して、京都市会の議員定数・議員報酬の在り方について、意見書の提出を求めた。意見書の提出を受けて、平成25年8月及び9月に、学識者を個別に委員会に招致して質疑を行った。
- 議員定数・議員報酬に関する法律上の定め、学識者からの意見の要旨及び委員会における議論の論点について、項を改めて示す。

II 地方自治法等の規定

議員定数及び議員報酬に関して、地方自治法等の定めるところは、次のとおりである。

1 議員定数

- (1) 現行の地方自治法では、市町村の議会の議員の定数について、以下のとおり定めている。

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

【第2項以下は、略】

これは、平成23年4月に成立した改正地方自治法により、地方公共団体の議員の定数について、上限数を人口に応じて定めていた規定が撤廃されたものである。

<参考>地方自治法の規定の変遷

- 昭和22年（地方自治法制定）
 - ・ 戦前の制度を引き継ぎ、地方公共団体の種類別に、人口規模に応じて法律で定められた。
 - ・ いわゆる「減数条例」により議員定数を法定数から減少させることができた。
- 平成11年改正
 - ・ 議員定数の法定制が廃止された。
 - ・ 人口段階を大ぐくりにし、人口区分に応じた上限数が法律で定められた。市の議会議員の上限数については、5万人未満を26人とし、人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、96人をもって上限とされた。
 - ・ 地方公共団体は、上限数の範囲内で議員定数を条例で定めることとされた。
 - ※ 京都市会における対応
平成14年3月に「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」を制定し、議員定数を上限数の72名から69名とした。
- 平成23年改正
 - ・ 議員定数の法定上限が撤廃された。

(2) 議員の定数及び地方公共団体の議会の議員の選挙区に関しては、公職選挙法において、次のような定めがある。

- 公職選挙法 第15条
 - ・ 指定都市については、区の区域をもって、市の議会の議員の選挙区とする(第6項)。
 - ・ 各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口(※)に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる(第8項)。

※ 国勢調査又はこれに準じた全国的な人口調査の結果による人口を指す。

2 議員報酬

現行の地方自治法では、議員報酬について、以下のとおり定めている。

- 第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
 - ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
 - ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

上記の規定は、平成20年の改正により新たに設けられた条文であり、改正前は、議員の報酬は、普通地方公共団体の非常勤の職と同じ条文で規定されていた。

しかし、議員の報酬の支給方法等が、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等とは異なっていることを明確にすることを目的として、議員の報酬に係る規定が分離され、名称を「議員報酬」と改められたものである。

<参考>改正前の条文

- (旧) 第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。
- ② 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

【第3項以下は、略】

Ⅲ 学識者からの意見要旨

1 全国市議会議長会法制参事 廣瀬和彦氏による講演

議会改革の手法は、二つしかない。一つは、議会の権限の充実・強化である。もう一つは、議員定数・議員報酬の見直しであり、数値で示すことができるという点で、住民にとって分かりやすい部分がある。しかし、まず議会がやるべきことは、議会としての役割をきっちり果たすためにはどうするべきか、そのための議会の機能の充実・強化に着手することである。

(1) 議員定数

- ・ 議員の役割は、住民の意見を把握・集約し、市政等へ反映することである。人口が多くなるほど、住民の意見は多種多様になることから、意見の反映のために、人口に比例して議員の数を決めるという制度が生まれた。
- ・ 平成23年の地方自治法の改正により、人口段階に応じた議員定数の上限が撤廃された。議会機能の充実・強化が必要とされる地方分権の時代において、議員の定数の決定は、各地方公共団体の自主的な判断に完全に委ねられることとなった。
- ・ 法定の上限数という基準がなくなった中で、それぞれの議会が住民に説明責任を果たせる考え方を持つ必要がある。

<議員定数を考えるに当たっての要件>

- ① 会議体としての議会の能率的な運営
- ② 多数の住民が推す優れた人材の選出
- ③ 地方公共団体の組織全体との均衡

<定数を考えるに当たっての留意点>

- ① 歳出に占める議会費の割合
- ② 定数減少に係る監視機能への影響
- ③ 面積及び人口に係る多様な住民意見の議会への反映の可否

<議員定数の基準>

- ① 常任委員会数方式
委員会で適正な審査ができる人数を基に定数を決定する。
- ② 人口1万人に1人方式（1万人に根拠はない。）
- ③ 住民自治協議会方式（又は小学校区方式）
地域のコミュニティから最低1人の代表を選出する。
- ④ 議会費固定方式
歳出に占める議会費の割合を固定し、議会運営費等を除いた額で、定数と報酬を決める。

(2) 議員報酬

- 報酬とは、役務の給付の対価であり、働いた分に対してお金が支払われるというのが基本となる。
- 議員報酬は、一般の報酬の概念のほかに、職務と責任に応じて与えられる給与的な性質も併せ有する広い概念で用いられている面もある。
- 平成20年に地方自治法が改正されるまでは、議員の報酬は、ほかの非常勤の職員と同じ条文で位置付けられていた。そもそも議員の身分は、地方公務員法上は特別職であるだけで、非常勤という規定はない。改正によって、あらたに議員の報酬に関する条文が設けられた際に、報酬ではなく歳費等にすべきという要望を行った。しかし、政令市の議員が常勤に近い形で働いているのに対して、小規模な地方議会の議員に関しては、歳費等の名称に合うだけの活動実態がないため、認められなかった。この件については、今後も議論の対象となっている。

<議員報酬の決定要因>

- ① 各団体の議会活動状況
- ② 財政事情
- ③ 住民所得水準
- ④ 類似団体との比較均衡
- ⑤ 世論の動向

<議員報酬算定の基準>

- ① 市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める。
※ 貢献度を指数化することが極めて困難であり、現実的ではない。
- ② 執行部職員の給与を基準とする。
- ③ 国会議員の歳費を基準とする。
- ④ 日当制を根拠に算出する。
- ⑤ 当該団体の長の給与額を基準とする。
- ⑥ 財政規模、人口規模が類似する団体との比較を基に算出する。
- ⑦ 議会費固定方式
歳出に占める議会費の割合を固定し、議会運営費等を除いた額で、定数と報酬を決める。

2 3名の学識者による京都市会の議員定数・議員報酬についての意見

(1) 立命館大学法学部教授 駒林良則氏

考え方	地方議会の改革の取組として、議会基本条例の制定が進んでいる。条例を制定する意義は議会の在り方を示すことにあり、議会の在り方が決まってから、議員定数及び議員報酬額の議論がなされるべきである。
議員定数	<ul style="list-style-type: none"> 議会機能の充実・維持、政令市の特殊性を考慮すると、京都市会において最低必要な議員数は61名（常任委員会数5×委員数10+11（行政区の代表性を加味））程度と考えられる。 現在の定数69名は、ほかの政令市と比較して決して多すぎることはない。
議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> 現行法上、地方議員の法的性格が不明確であり、議員報酬を含めた議員の処遇面での議論は複雑なものとなっている。 京都市会議員の報酬月額（減額措置後）は、京都市長との比較において妥当な水準といえる（※）。 京都市会の議員報酬額は、ほかの政令市と比較して高いということはない。政治的な判断で減額する場合は、本来常勤職に認められる期末手当を減額することが考慮されるべきである。
まとめ	議員定数及び議員報酬を決めるに当たっては、市民の理解が必要であり、そのためには議会活動の活性化と一層の透明化が求められる。

※ 議員報酬額の妥当性を判断するため、議員及び市長に対して公務時間数についてのアンケート調査が行われた。

<アンケート概要>

- 対象
議員（市会改革推進委員会委員20名）及び京都市長
- 期間
平成25年3月及び4月
- 調査方法
議員は、時間帯（3時間単位）ごとに活動内容を議員活動分類表から一つ選択し、該当数字を記入する。市長は、日々の公務遂行時間の合計を記入する。

<アンケート結果>

議員と市長との公務時間数の比較では、市長を1としたとき、議員の平均は0.77となった。市長の給料月額と議員の報酬月額との比較では0.78であり、近似した数字であった。

(2) 京都府立大学公共政策学部准教授 窪田好男氏

考え方	<p>現状において、京都市会が、地域社会の維持・発展を妨げていることが明らかでない限り、議員定数や議員報酬に大幅な変更を加える必要性は感じられない。</p>
議員定数	<p>現状を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市の財政状況は厳しい状況にあるが、議員定数の削減によってそれに対応すべきではない。 ・ 議員定数の削減は、多様な民意を集約し、合意形成の役割を果たすという議会の機能への影響が大きい。 ・ 1票の格差については、なるべくなくすことが求められる。
議員報酬	<p>執行部職員の給与減額に合わせるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政状況を考慮した場合、議員報酬を削減することは一考の余地がある。 ・ 議員報酬は、執行部職員の給与と同一の財源であることから、執行部職員の給与が減額されている場合に、議員報酬を減額しないのであれば、合理的な説明をすることが求められる。 ・ 京都市会議員が果たすべき活動からしてどの程度の議員報酬等が適正か、どの程度が最低限かという検討を市会が自主的に行うことが求められる。
まとめ	<p>議員定数や議員報酬には正解はなく、各議会が自己決定すべき課題であり、決定に関して住民が納得する説明が求められる。</p>

(3) 龍谷大学政策学部准教授 土山希美枝氏

考え方	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に議員定数・議員報酬の削減が進んでいるが、地方自治における自治体議会の役割は大きく、更に拡大している。 自治体の経費削減の方途として、議員定数や議員報酬を考える立場には立たない。
議員定数	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数は、代表性の機能（多様な意見を拾い上げる市民の代表としての観点から、議員定数を増やす方向に働く。）と合議体の機能（議論による意見の集約や合意形成の観点から、議員定数に制約を加える。）の均衡を基本に、その他留意すべき要因を加え決定されるべきである。 委員会中心主義にたつ京都市会において、委員会で活発な審議・討議が可能な規模から考察した結果、50名（常任委員会数5×委員数7～10）程度が目安となる。ここに、政令市の特性、市域や行政活動の広さ等を加味し、60名程度の定数を提示する。
議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> 京都市会議員として期待される職責は、非常勤では果たせないと考える。 多様な人材が議員職を担うためにも、議員報酬は単に役務の対価ではなく、任期の間、生活を保障する生活給としての歳費又は給与として支払われるべきである。 生活給としての議員報酬を考える場合、行政機関の上位69名の平均給料月額が参考値となり得る。しかし、行政職員とは異なり、議員には議員活動に伴う経費が発生し、中には政務活動費では補填されない経費があることを考慮しなければならない。
まとめ	<p>議員定数と議員報酬に対する市民からの理解は、それらが合理的な基準に基づいて決定されていることと、議会が市民にとって価値あるものであることへの信頼との二つによって得ることができる。</p> <p>議員定数と議員報酬の適正な水準を検証し、議会の価値を市民と共有するためには、議員活動及び議会活動の一層の可視化が求められる。</p>

※ 議員報酬についての考察に当たり、京都市会議員の議員活動、報酬及びその用途について、市会改革推進委員会の委員のうち3名からヒアリングが行われた。

※ 学識者からの意見については、本報告書の取りまとめに当たり、市会改革推進委員会の責任において要約したものである。

IV 論点

市会改革推進委員会での議論の論点及びそれに関して提出された資料について、以下にまとめる。

1 議員定数

(1) 議員一人当たりの人口及び1票の格差

議員一人当たりの人口及び1票の格差の状況について、他の政令市との比較を行った。 資料1

また、平成20年度以降、議員定数の見直しを行った政令市8市に対して、定数を決定する基準となった考え方を調査した。 資料2

なお、1票の格差については、京都市は最大で1.53倍であり、政令市の中で、大阪市（1.79倍）、浜松市（1.67倍）についで、3番目に大きい。この状況を受けて、現状の議員定数を基に、定数を増減することで、格差がどの程度是正されるのか、シミュレーションを行った。 資料3

(2) 予算との関係

予算の規模について、仕事の量を測る指標の一つと考える意見に基づき、議員一人当たりの予算額について、政令市及び京都府下の主な市について、比較を行った。 資料4

(3) 過去の議員定数の変遷

京都市会における昭和22年以降の議員定数の変遷のうち、削減が行われた例について、改めて確認した。

ア 昭和26年 「京都市議員定数減少条例」

○ 経過

当時は、戦後の地方行政の困窮期に当たり、多額の赤字を出すなど、本市財政が非常に厳しい状況にあった。このため、経費削減を図り、市政の簡素かつ能率的な運営について、市会が自ら範を示すべきであるとして、各党派とも議員定数削減の意向を示し、その具体的な数については、議員定数に関する小委員会を設置して検討された。

○ 削減の内容

議員定数64人を57人とする（7減）。

（内訳）減員する区 上京区，下京区 各2人

中京区，東山区，右京区 各1人 計7人

※ 昭和25年の国勢調査の結果、法定定数が68人となるべきところ、この条例の制定により、法定定数よりも11人少ない57人をもって定数とされた。

※ 昭和34年4月23日の一般選挙以降、議員定数は、法定定数の68人に増員された。

イ 平成14年「京都市議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市議員の数に関する条例」

○ 背景

- ・ 平成11年に地方分権推進一括法の制定を受けて地方自治法が改正されたことに伴い、議員の定数は条例により定めることとされた。
- ・ 京都市会においては、当時、法定定数（昭和42年4月15日の一般選挙以降72人）を議員定数としており、新たに条例を制定する必要性が生じたものである。
- ・ 議員の定数や各選挙区の1票の格差などを検討するに当たって、その審議過程を市民に明らかにし、議会活動の透明性を高める観点から特別委員会（委員18名）を設置して検討されたが、意見をまとめることはできなかった。
- ・ その後、自民、民主・都みらい、公明、京都21から「京都市議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市議員の数に関する条例」案が提案され、可決された。

○ 条例の内容

議員定数72人を69人とする（1増4減）。

（内訳）増員する区 西京区 1人

減員する区 北区，中京区，東山区，下京区 各1人 計4人

2 議員報酬

(1) 政令市の支給状況

議員報酬の支給状況等について、他の政令市との比較を行った。

また、過去10年以内に、議員報酬の本則を減額した8市について、改定時の考え方を調査した。

資料5

(2) 京都市職員の給料額等

過去の「京都市特別職報酬等審議会」の議論においても、京都市職員の一般職の給料額等が参考とされたことを踏まえ、京都市職員の局長級，部長級，課長級の給料額等について調査した。

資料6

※ 京都市特別職報酬等審議会とは、市長の意見の求めに応じ、市長及び副市長の給料の額並びに議員の報酬の額について審議するために設置されるもの。

(3) 市内労働者の年間収入額の推移

議員報酬は、市民生活の実態を踏まえた額とすべきであるとの意見に基づき、京都市内の労働者の年間収入額について、過去15年間の推移を調査した。

資料7

3 議員定数及び議員報酬の両者に関連する論点

議会費を増額させないように、議員定数と議員報酬とを調整する（例えば、議員定数が増えたことによる経費の増加分を、議員報酬の削減分で充当する）という意見に基づき、議員一人当たりに必要な経費を算出した。 資料 8

4 無所属の議員の意見

議員定数・議員報酬は、議員の身分に深く関わる場所であることから、市会改革推進委員会に所属しない無所属の議員に対して意見を求めた。 資料 9

V 検討結果

以上のような検討の中で、議員定数・議員報酬について、各会派の意見が表明された。共通する意見もあったが、それぞれの具体的な増減に関わる部分では、委員会として一つの結論に取りまとめることは困難であった。そのため、委員会において表明された主な意見を併記し、本委員会における検討結果のまとめとする。

1 議員定数

現状の1票の格差（1.53倍）については、是正する必要があることと、市民の多様な意見の反映のため、1人区は避けるべきとの認識で一致した。

議員定数の増減の方向性については、合意に至らなかったため、以下に意見を併記する。

【意見】

- ・ 経済情勢等を考慮し、議員定数は削減すべきである。原則として、議員一人当たりの人口が少ない行政区から順に、定数を減らすべきである。
- ・ 社会情勢を勘案し、一定程度の議員定数の削減は行うべきである。
- ・ 多くの市民から議員定数を削減すべきとの意見を頂いたことを踏まえ、議員定数は削減の方向で考える。
- ・ 将来的には、法改正により、現在の選挙区を広域選挙区に組み替えたうえで、議員定数を2割程度削減することを目指していきたい。
- ・ 1票の格差の是正は、最小限の議員定数の削減にとどめて行うべきである。
- ・ 行財政改革の一環として、議会費を削減する目的で議員定数を削減すべきではない。
- ・ 全ての行政区において、議員定数は減らすべきではない。
- ・ 現状の議員一人当たりの人口（約2万人）は、多すぎると考える。多様な民意を反映させるため、議員定数は増やす必要があり、それに伴う経費負担については、議員報酬を削減し、それを充当すべきである。
- ・ 委員会の定数について、議会として十分に監視機能を果たせるだけの数を確保する必要がある。

2 議員報酬

議員報酬の額については、維持すべきという意見と削減すべきという意見に分かれ、合意には至らなかった。以下に意見を併記する。

【意見】

- ・ 議員に求められる役割が拡大している状況を踏まえ、報酬額は、現状を維持する。
- ・ 現在の経済情勢を考慮し、報酬額は2割削減すべきである。
- ・ 報酬額は3割削減が妥当であるとする。
- ・ 報酬額を条例の本則によって削減することは議員の活動を制限することにつながりかねない。現状の一時的な1割削減のように、運用面で柔軟に対応することが望ましい。

なお、常勤化している議員の活動状況を踏まえて、議員報酬を歳費として取り扱うよう国に対して要望すべきとの認識で一致した。

資料1

政令指定都市における行政区別の議員1人当たりの人口等について

都市名	行政区名 (選挙区名)	議員定数 (A)	平成22年(国勢調査人口)		
			人口(X)	議員1人当たりの 人口(Y)	1票の格差
				X/A	Y/議員1人当たりの人口が最も少ない行政区のY
京都市	北区	6	122,037	20,340	1.22
	上京区	5	83,264	16,653	1.00
	左京区	9	168,802	18,756	1.13
	中京区	5	105,306	21,061	1.26
	東山区	2	40,528	20,264	1.22
	山科区	6	136,045	22,674	1.36
	下京区	4	79,287	19,822	1.19
	南区	5	98,744	19,749	1.19
	右京区	9	202,943	22,549	1.35
	西京区	6	152,974	25,496	1.53
	伏見区	12	284,085	23,674	1.42
	合計	69	1,474,015	21,363	最大1.53
札幌市	中央区	7	220,189	31,456	1.35
	北区	10	278,781	27,878	1.20
	東区	9	255,873	28,430	1.22
	白石区	7	204,259	29,180	1.25
	豊平区	7	212,118	30,303	1.30
	南区	6	146,341	24,390	1.05
	西区	7	211,229	30,176	1.29
	厚別区	5	128,492	25,698	1.10
	手稲区	5	139,644	27,929	1.20
	清田区	5	116,619	23,324	1.00
	合計	68	1,913,545	28,140	最大1.35

都市名	行政区名 (選挙区名)	議員定数 (A)	平成22年(国勢調査人口)		
			人口(X)	議員1人当たりの 人口(Y)	1票の格差
				X/A	Y/議員1人当たりの 人口が最も少ない行政区のY
仙 台 市	青 葉 区	15	291,436	19,429	1.06
	宮 城 野 区	10	190,473	19,047	1.04
	若 林 区	7	132,306	18,901	1.03
	太 白 区	12	220,588	18,382	1.00
	泉 区	11	211,183	19,198	1.04
	合 計	55	1,045,986	19,018	最大1.06
さいたま市	西 区	4	84,029	21,007	1.09
	北 区	7	138,630	19,804	1.03
	大 宮 区	5	108,488	21,698	1.13
	見 沼 区	8	157,143	19,643	1.02
	中 央 区	5	96,055	19,211	1.00
	桜 区	5	96,911	19,382	1.01
	浦 和 区	7	144,786	20,684	1.08
	南 区	9	174,988	19,443	1.01
	緑 区	5	110,118	22,024	1.15
	岩 槻 区	5	111,286	22,257	1.16
	合 計	60	1,222,434	20,374	最大1.16
千 葉 市	中 央 区	11	199,364	18,124	1.10
	花 見 川 区	11	180,949	16,450	1.00
	稲 毛 区	9	157,768	17,530	1.07
	若 葉 区	9	151,585	16,843	1.02
	緑 区	6	121,921	20,320	1.24
	美 浜 区	8	150,162	18,770	1.14
	合 計	54	961,749	17,810	最大1.24

都市名	行政区名 (選挙区名)	議員定数 (A)	平成22年(国勢調査人口)		
			人口(X)	議員1人当たりの 人口(Y)	1票の格差
				X/A	Y/議員1人当たりの人口が最も少ない行政区のY
川崎市	川崎区	9	217,328	24,148	1.10
	幸区	7	154,212	22,030	1.00
	中原区	10	233,925	23,393	1.06
	高津区	9	217,360	24,151	1.10
	多摩区	9	213,894	23,766	1.08
	宮前区	9	218,867	24,319	1.10
	麻生区	7	169,926	24,275	1.10
	合計	60	1,425,512	23,759	最大1.10
横浜市	鶴見区	6	272,178	45,363	1.24
	神奈川区	5	233,429	46,686	1.28
	西区	2	94,867	47,434	1.30
	中区	4	146,033	36,508	1.00
	南区	5	196,153	39,231	1.07
	保土ヶ谷区	5	206,634	41,327	1.13
	磯子区	4	163,237	40,809	1.12
	金沢区	5	209,274	41,855	1.15
	港北区	8	329,471	41,184	1.13
	戸塚区	6	274,324	45,721	1.25
	港南区	5	221,411	44,282	1.21
	旭区	6	251,086	41,848	1.15
	緑区	4	177,631	44,408	1.22
	瀬谷区	3	126,913	42,304	1.16
	栄区	3	124,866	41,622	1.14
	泉区	4	155,698	38,925	1.07
	青葉区	7	304,297	43,471	1.19
	都筑区	4	201,271	50,318	1.38
	合計	86	3,688,773	42,893	最大1.38

都市名	行政区名 (選挙区名)	議員定数 (A)	平成22年(国勢調査人口)		
			人口(X)	議員1人当たりの 人口(Y)	1票の格差
				X/A	Y/議員1人当 たりの人口が最も少 ない行政区のY
相模原市	緑区	12	176,192	14,683	1.02
	中央区	18	266,988	14,833	1.03
	南区	19	274,364	14,440	1.00
	合計	49	717,544	14,644	最大1.03
新潟市	北区	6	77,621	12,937	1.00
	東区	10	138,096	13,810	1.07
	中央区	12	180,537	15,045	1.16
	江南区	5	69,365	13,873	1.07
	秋葉区	5	77,329	15,466	1.20
	南区	3	46,949	15,650	1.21
	西区	11	161,264	14,660	1.13
	西蒲区	4	60,740	15,185	1.17
合計	56	811,901	14,498	最大1.21	
静岡市	葵区	19	255,375	13,441	1.03
	駿河区	15	213,059	14,204	1.09
	清水区	19	247,763	13,040	1.00
	合計	53	716,197	13,513	最大1.09
浜松市	中区	14	238,477	17,034	1.50
	東区	7	126,609	18,087	1.60
	西区	6	113,654	18,942	1.67
	南区	6	102,381	17,064	1.51
	北区	5	94,680	18,936	1.67
	浜北区	5	91,108	18,222	1.61
	天竜区	3	33,957	11,319	1.00
	合計	46	800,866	17,410	最大1.67

都市名	行政区名 (選挙区名)	議員定数 (A)	平成22年(国勢調査人口)		
			人口(X)	議員1人当たりの 人口(Y)	1票の格差
				X/A	Y/議員1人当た りの人口が最も少 ない行政区のY
名古屋市	千種区	5	160,015	32,003	1.22
	東区	2	73,272	36,636	1.39
	北区	6	165,785	27,631	1.05
	西区	5	144,995	28,999	1.10
	中村区	5	136,164	27,233	1.04
	中区	2	78,353	39,177	1.49
	昭和区	4	105,536	26,384	1.00
	瑞穂区	4	105,061	26,265	1.00
	熱田区	2	64,719	32,360	1.23
	中川区	7	221,521	31,646	1.20
	港区	5	149,215	29,843	1.14
	南区	5	141,310	28,262	1.08
	守山区	6	168,551	28,092	1.07
	緑区	7	229,592	32,799	1.25
	名東区	5	161,012	32,202	1.23
	天白区	5	158,793	31,759	1.21
	合計	75	2,263,894	30,185	最大1.49

都市名	行政区名 (選挙区名)	議員定数 (A)	平成22年(国勢調査人口)		
			人口(X)	議員1人当たりの 人口(Y)	1票の格差
				X/A	Y/議員1人当たりの 人口が最も少ない行政区のY
大 阪 市	都 島 区	3	102,632	34,211	1.48
	福 島 区	2	67,290	33,645	1.45
	此 花 区	2	65,569	32,785	1.41
	西 区	2	83,058	41,529	1.79
	港 区	3	84,947	28,316	1.22
	大 正 区	3	69,510	23,170	1.00
	天 王 寺 区	2	69,775	34,888	1.51
	浪 速 区	2	61,745	30,873	1.33
	西 淀 川 区	3	97,504	32,501	1.40
	東 淀 川 区	6	176,585	29,431	1.27
	東 成 区	3	80,231	26,744	1.15
	生 野 区	5	134,009	26,802	1.16
	旭 区	3	92,455	30,818	1.33
	城 東 区	5	165,832	33,166	1.43
	阿 倍 野 区	4	106,350	26,588	1.15
	住 吉 区	5	155,572	31,114	1.34
	東 住 吉 区	5	130,724	26,145	1.13
	西 成 区	5	121,972	24,394	1.05
	淀 川 区	5	172,078	34,416	1.49
	鶴 見 区	3	111,182	37,061	1.60
	住 之 江 区	4	127,210	31,803	1.37
	平 野 区	6	200,005	33,334	1.44
	北 区	3	110,392	36,797	1.59
中 央 区	2	78,687	39,344	1.70	
合 計	86	2,665,314	30,992	最大1.79	

都市名	行政区名 (選挙区名)	議員定数 (A)	平成22年(国勢調査人口)		
			人口(X)	議員1人当たりの 人口(Y)	1票の格差
				X/A	Y/議員1人当た りの人口が最も少 ない行政区のY
堺市	堺区	9	148,748	16,528	1.26
	中区	8	123,532	15,442	1.18
	東区	5	85,444	17,089	1.31
	西区	8	133,622	16,703	1.28
	南区	10	154,779	15,478	1.18
	北区	9	156,561	17,396	1.33
	美原区	3	39,280	13,093	1.00
	合計	52	841,966	16,192	最大1.33
神戸市	東灘区	9	210,408	23,379	1.15
	灘区	6	133,451	22,242	1.09
	兵庫区	5	108,304	21,661	1.07
	長田区	5	101,624	20,325	1.00
	須磨区	8	167,475	20,934	1.03
	垂水区	10	220,411	22,041	1.08
	北区	10	226,836	22,684	1.12
	中央区	5	126,393	25,279	1.24
	西区	11	249,298	22,663	1.12
	合計	69	1,544,200	22,380	最大1.24
岡山市	北区	21	302,685	14,414	1.12
	中区	11	142,237	12,931	1.00
	東区	7	96,948	13,850	1.07
	南区	13	167,714	12,901	1.00
	合計	52	709,584	13,646	最大1.12

都市名	行政区名 (選挙区名)	議員定数 (A)	平成22年(国勢調査人口)		
			人口(X)	議員1人当たりの 人口(Y)	1票の格差
				X/A	Y/議員1人当たりの 人口が最も少ない行政区のY
広島市	中区	6	130,482	21,747	1.10
	東区	6	120,751	20,125	1.02
	南区	7	138,190	19,741	1.00
	西区	9	186,985	20,776	1.05
	安佐南区	10	233,733	23,373	1.19
	安佐北区	7	149,633	21,376	1.09
	安芸区	4	78,789	19,697	1.00
	佐伯区	6	135,280	22,547	1.14
	合計	55	1,173,843	21,343	最大1.19
北九州市	門司区	7	104,469	14,924	1.05
	若松区	6	85,167	14,195	1.00
	戸畑区	4	61,583	15,396	1.08
	小倉北区	12	181,936	15,161	1.07
	小倉南区	12	214,793	17,899	1.26
	八幡東区	5	71,801	14,360	1.01
	八幡西区	15	257,097	17,140	1.21
	合計	61	976,846	16,014	最大1.26
福岡市	東区	12	292,199	24,350	1.14
	博多区	9	212,527	23,614	1.10
	中央区	7	178,429	25,490	1.19
	南区	11	247,096	22,463	1.05
	西区	8	193,280	24,160	1.13
	城南区	6	128,659	21,443	1.00
	早良区	9	211,553	23,506	1.10
	合計	62	1,463,743	23,609	最大1.19

議員定数の見直しに当たっての考え方について

- 注1 平成20年度以降に議員定数の見直しを行った政令指定都市を対象とする（ただし、市町村合併による見直しを除く。）。
- 2 「直近の定数見直し年度」については、定数条例の施行日を基に記載している。
- 3 岡山市の議員定数については、次回の一般選挙から現行条例で定める46人となる。

都市名	直近の定数見直し年度	変更定数	定数決定の基準となった考え方
仙台市	平成23年度	60→55	<p>議会改革の一環として、また、各選挙区における定数のバランス及び議員一人当たりの人口の他政令市とのバランスを勘案し、議員定数の削減を行ったものであり、平成17年の国勢調査結果から算出した配当基数（※）に基づき各選挙区への配当を行い、新定数を決定した。</p> <p>※配当基数 … 議員定数（総数）とその選挙区の人口とを乗じたものを総人口で除して得た数値</p>
さいたま市	平成20年度	64→60	<ul style="list-style-type: none"> 執行部側が行財政改革の中で職員数を5%強削減し、議会としても同程度の定数の削減に取り組んだ。 他の政令指定都市の平均をとると、議員の割合は、概ね人口2万人に1人であり、その数を基準とした。
川崎市	平成23年度	63→60	<p>平成22年国勢調査を受けての見直しにおいて、見直し前の63人から3減の60人とし、各選挙区の定数について人口が近い4区をそろえることとした。</p>
横浜市	平成23年度	92→86	<p>地方自治法の法定上限からの削減率で、政令市全体の平均値8.7%を上回る10.4%、約1割の削減率ということの一つの目処に、さらに、厳しい財政状況のもとで行財政改革を進めている市の取組状況、市民意識や社会の趨勢、議会の審議能力や住民意思の適正な反映を確保するとともに、より効率的、効果的な議会運営を行う必要性など、様々な見地から総合的に検討が行われた。</p> <p>なお、議員定数の見直しに関しては、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会の検討項目に含まれており、今後さらに検討が行われる予定である。</p>

都市名	直近の定数見直し年度	変更定数	定数決定の基準となった考え方
浜松市	平成23年度	54→46	全ての区（7区）で定員を削減することを前提とし、人口や地域の特性を考慮して各区の削減数を決定した。
大阪市	平成23年度	89→86	平成17年の国勢調査人口に基づき当時の定数（89人）を検証すると、いわゆる逆転現象が多数あり、1票の格差も1.706となっていることが明らかとなった。このような実態や、市の非常に厳しい財政状況を考慮し、総定数を抑制する観点から、定数を3人削減することとした。これにより、1票の格差は1.487に改善した（当時）。
岡山市	平成23年度	52→46	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の本来の機能を果たす上での議員定数 ・ 他の政令市との比較 ・ 常任委員会の数やその定数及び偶数、奇数 ・ 議員1人当たりの人口に関する視点 ・ 議員報酬 ・ 全国の地方議会において定数見直しが行われていることなどの社会情勢
福岡市	平成22年度	63→62	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数については、行財政改革の流れ、市の財政状況、国会や地方議会を含めた全国的な議員定数の削減傾向、市民感情等を考慮するとともに、市における議会改革を着実に進めるため、現行の条例定数から1減とした。 ・ 各選挙区選出議員数については、各区の人口比例に基づき配分した場合の数との均衡を図った。

資料3-1

平成22年国勢調査(確定値)に基づく議員定数のシミュレーションについて

※ 現状の議員定数を基に、議員一人当たりの人口が最小の区の定数を減員し、最大の区の定数を増員した場合の1票の格差について、シミュレーションしたものの。

○ 定数69名

選挙区	人口	議員定数	現状(0増0減)			1増1減			2増2減			3増3減			選挙区			
			増減	差引	人口/議員	増減	差引	人口/議員	増減	差引	人口/議員	増減	差引	人口/議員				
北区	122,037	6		6	20,340		6	20,340		6	20,340		6	20,340	北区			
上京区	83,264	5		5	16,653	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	上京区			
左京区	168,802	9		9	18,756		9	18,756	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	左京区			
中京区	105,306	5		5	21,061		5	21,061		5	21,061		5	21,061	中京区			
東山区	40,528	2		2	20,264		2	20,264		2	20,264		2	20,264	東山区			
山科区	136,045	6		6	22,674		6	22,674		6	22,674	1	7	19,435	山科区			
下京区	79,287	4		4	19,822		4	19,822		4	19,822		4	19,822	下京区			
南区	98,744	5		5	19,749		5	19,749		5	19,749	△ 1	4	24,686	南区			
右京区	202,943	9		9	22,549		9	22,549		9	22,549		9	22,549	右京区			
西京区	152,974	6		6	25,496	1	7	21,853	1	7	21,853	1	7	21,853	西京区			
伏見区	284,085	12		12	23,674		12	23,674	1	13	21,853	1	13	21,853	伏見区			
合計	1,474,015	69	0	69	21,363	0	69	21,363	0	69	21,363	0	69	21,363	合計			
最小区と最大区の格差			上京区と西京区			1.53	左京区と伏見区			1.26	南区と山科区			1.15	山科区と南区			1.27

○ 定数68名

選挙区	人口	議員定数	0増1減			1増2減			2増3減			3増4減			選挙区			
			増減	差引	人口/議員	増減	差引	人口/議員	増減	差引	人口/議員	増減	差引	人口/議員				
北区	122,037	6		6	20,340		6	20,340		6	20,340		6	20,340	北区			
上京区	83,264	5	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	上京区			
左京区	168,802	9		9	18,756	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	左京区			
中京区	105,306	5		5	21,061		5	21,061		5	21,061		5	21,061	中京区			
東山区	40,528	2		2	20,264		2	20,264		2	20,264		2	20,264	東山区			
山科区	136,045	6		6	22,674		6	22,674		6	22,674		6	22,674	山科区			
下京区	79,287	4		4	19,822		4	19,822		4	19,822	△ 1	3	26,429	下京区			
南区	98,744	5		5	19,749		5	19,749	△ 1	4	24,686	△ 1+1	5	19,749	南区			
右京区	202,943	9		9	22,549		9	22,549		9	22,549		9	22,549	右京区			
西京区	152,974	6		6	25,496	1	7	21,853	1	7	21,853	1	7	21,853	西京区			
伏見区	284,085	12		12	23,674		12	23,674	1	13	21,853	1	13	21,853	伏見区			
合計	1,474,015	69	△ 1	68	21,677	△ 1	68	21,677	△ 1	68	21,677	△ 1	68	21,677	合計			
最小区と最大区の格差			左京区と西京区			1.36	南区と伏見区			1.20	下京区と南区			1.25	南区と下京区			1.34

○ 定数67名

選挙区	人口	議員定数	0増2減			1増3減			2増4減			3増5減			選挙区			
			増減	差引	人口/議員	増減	差引	人口/議員	増減	差引	人口/議員	増減	差引	人口/議員				
北区	122,037	6		6	20,340		6	20,340		6	20,340		6	20,340	北区			
上京区	83,264	5	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	上京区			
左京区	168,802	9	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	左京区			
中京区	105,306	5		5	21,061		5	21,061		5	21,061		5	21,061	中京区			
東山区	40,528	2		2	20,264		2	20,264		2	20,264		2	20,264	東山区			
山科区	136,045	6		6	22,674		6	22,674		6	22,674		6	22,674	山科区			
下京区	79,287	4		4	19,822		4	19,822	△ 1	3	26,429	△ 1+1	4	19,822	下京区			
南区	98,744	5		5	19,749	△ 1	4	24,686	△ 1+1	5	19,749	△ 1+1 △ 1	4	24,686	南区			
右京区	202,943	9		9	22,549		9	22,549		9	22,549		9	22,549	右京区			
西京区	152,974	6		6	25,496	1	7	21,853	1	7	21,853	1	7	21,853	西京区			
伏見区	284,085	12		12	23,674		12	23,674		12	23,674		12	23,674	伏見区			
合計	1,474,015	69	△ 2	67	22,000	△ 2	67	22,000	△ 2	67	22,000	△ 2	67	22,000	合計			
最小区と最大区の格差			南区と西京区			1.29	下京区と南区			1.25	南区と下京区			1.34	下京区と南区			1.25

○ 定数66名

選挙区	人口	議員定数	0増3減			1増4減			2増5減			3増6減			選挙区
			増減	差引	人口／議員	増減	差引	人口／議員	増減	差引	人口／議員	増減	差引	人口／議員	
北区	122,037	6		6	20,340		6	20,340		6	20,340		6	20,340	北区
上京区	83,264	5	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	上京区
左京区	168,802	9	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	左京区
中京区	105,306	5		5	21,061		5	21,061		5	21,061		5	21,061	中京区
東山区	40,528	2		2	20,264		2	20,264	△ 1	1	40,528	△ 1+1	2	20,264	東山区
山科区	136,045	6		6	22,674		6	22,674		6	22,674		6	22,674	山科区
下京区	79,287	4		4	19,822	△ 1	3	26,429	△ 1+1	4	19,822	△ 1+1△ 1	3	26,429	下京区
南区	98,744	5	△ 1	4	24,686	△ 1	4	24,686	△ 1	4	24,686	△ 1	4	24,686	南区
右京区	202,943	9		9	22,549		9	22,549		9	22,549		9	22,549	右京区
西京区	152,974	6		6	25,496	1	7	21,853	1	7	21,853	1	7	21,853	西京区
伏見区	284,085	12		12	23,674		12	23,674		12	23,674		12	23,674	伏見区
合計	1,474,015	69	△ 3	66	22,334	△ 3	66	22,334	△ 3	66	22,334	△ 3	66	22,334	合計
最小区と最大区の格差			下京区と西京区			東山区と下京区			下京区と東山区			東山区と下京区			
			1.29			1.30			2.04			1.30			

○ 定数65名

選挙区	人口	議員定数	0増4減			1増5減			2増6減			3増7減			選挙区
			増減	差引	人口／議員	増減	差引	人口／議員	増減	差引	人口／議員	増減	差引	人口／議員	
北区	122,037	6		6	20,340		6	20,340		6	20,340		6	20,340	北区
上京区	83,264	5	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	上京区
左京区	168,802	9	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	左京区
中京区	105,306	5		5	21,061		5	21,061		5	21,061		5	21,061	中京区
東山区	40,528	2		2	20,264	△ 1	1	40,528	△ 1+1	2	20,264	△ 1+1△ 1	1	40,528	東山区
山科区	136,045	6		6	22,674		6	22,674		6	22,674		6	22,674	山科区
下京区	79,287	4	△ 1	3	26,429	△ 1+1	4	19,822	△ 1+1△ 1	3	26,429	△ 1+1△ 1+1	4	19,822	下京区
南区	98,744	5	△ 1	4	24,686	△ 1	4	24,686	△ 1	4	24,686	△ 1	4	24,686	南区
右京区	202,943	9		9	22,549		9	22,549		9	22,549		9	22,549	右京区
西京区	152,974	6		6	25,496		6	25,496		6	25,496		6	25,496	西京区
伏見区	284,085	12		12	23,674		12	23,674		12	23,674		12	23,674	伏見区
合計	1,474,015	69	△ 4	65	22,677	△ 4	65	22,677	△ 4	65	22,677	△ 4	65	22,677	合計
最小区と最大区の格差			東山区と下京区			下京区と東山区			東山区と下京区			下京区と東山区			
			1.30			2.04			1.30			2.04			

○ 定数64名

選挙区	人口	議員定数	0増5減			1増6減			2増7減			3増8減			選挙区
			増減	差引	人口／議員	増減	差引	人口／議員	増減	差引	人口／議員	増減	差引	人口／議員	
北区	122,037	6		6	20,340	△ 1	5	24,407	△ 1	5	24,407	△ 1	5	24,407	北区
上京区	83,264	5	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	△ 1	4	20,816	上京区
左京区	168,802	9	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	△ 1	8	21,100	左京区
中京区	105,306	5		5	21,061		5	21,061		5	21,061		5	21,061	中京区
東山区	40,528	2	△ 1	1	40,528	△ 1+1	2	20,264	△ 1+1△ 1	1	40,528	△ 1+1△ 1+1	2	20,264	東山区
山科区	136,045	6		6	22,674		6	22,674		6	22,674		6	22,674	山科区
下京区	79,287	4	△ 1	3	26,429	△ 1	3	26,429	△ 1+1	4	19,822	△ 1+1△ 1	3	26,429	下京区
南区	98,744	5	△ 1	4	24,686	△ 1	4	24,686	△ 1	4	24,686	△ 1	4	24,686	南区
右京区	202,943	9		9	22,549		9	22,549		9	22,549		9	22,549	右京区
西京区	152,974	6		6	25,496		6	25,496		6	25,496		6	25,496	西京区
伏見区	284,085	12		12	23,674		12	23,674		12	23,674		12	23,674	伏見区
合計	1,474,015	69	△ 5	64	23,031	△ 5	64	23,031	△ 5	64	23,031	△ 5	64	23,031	合計
最小区と最大区の格差			北区と東山区			東山区と下京区			下京区と東山区			東山区と下京区			
			1.99			1.30			2.04			1.30			

資料3-2

平成22年国勢調査(確定値)に基づく議員定数のシミュレーションについて

※ 現状の議員定数を基に、議員一人当たりの人口が最大の区の定数を増員した場合の1票の格差について、シミュレーションしたものを。

○ 定数69名

選挙区	人口	議員定数	現状(0増0減)		
			増減	差引	人口/議員
北 区	122,037	6		6	20,340
上京区	83,264	5		5	16,653
左京区	168,802	9		9	18,756
中京区	105,306	5		5	21,061
東山区	40,528	2		2	20,264
山科区	136,045	6		6	22,674
下京区	79,287	4		4	19,822
南 区	98,744	5		5	19,749
右京区	202,943	9		9	22,549
西京区	152,974	6		6	25,496
伏見区	284,085	12		12	23,674
合 計	1,474,015	69	0	69	21,363
最小区と最大区の格差			上京区と西京区 1.53		

○ 定数70名(1増)

選挙区	人口	議員定数	1増0減		
			増減	差引	人口/議員
北 区	122,037	6		6	20,340
上京区	83,264	5		5	16,653
左京区	168,802	9		9	18,756
中京区	105,306	5		5	21,061
東山区	40,528	2		2	20,264
山科区	136,045	6		6	22,674
下京区	79,287	4		4	19,822
南 区	98,744	5		5	19,749
右京区	202,943	9		9	22,549
西京区	152,974	6	1	7	21,853
伏見区	284,085	12		12	23,674
合 計	1,474,015	69	1	70	21,057
最小区と最大区の格差			上京区と伏見区 1.42		

○ 定数71名(2増)

選挙区	人口	議員定数	2増0減		
			増減	差引	人口/議員
北 区	122,037	6		6	20,340
上京区	83,264	5		5	16,653
左京区	168,802	9		9	18,756
中京区	105,306	5		5	21,061
東山区	40,528	2		2	20,264
山科区	136,045	6		6	22,674
下京区	79,287	4		4	19,822
南 区	98,744	5		5	19,749
右京区	202,943	9		9	22,549
西京区	152,974	6	1	7	21,853
伏見区	284,085	12	1	13	21,853
合 計	1,474,015	69	2	71	20,761
最小区と最大区の格差			上京区と山科区 1.36		

○ 定数72名(3増)

選挙区	人口	議員定数	3増0減		
			増減	差引	人口/議員
北 区	122,037	6		6	20,340
上京区	83,264	5		5	16,653
左京区	168,802	9		9	18,756
中京区	105,306	5		5	21,061
東山区	40,528	2		2	20,264
山科区	136,045	6	1	7	19,435
下京区	79,287	4		4	19,822
南 区	98,744	5		5	19,749
右京区	202,943	9		9	22,549
西京区	152,974	6	1	7	21,853
伏見区	284,085	12	1	13	21,853
合 計	1,474,015	69	3	72	20,472
最小区と最大区の格差			上京区と右京区 1.35		

他都市における議員定数及び平成25年度当初予算について

(平成25年4月1日現在)

区分	市名	議員定数 (人) A	平成25年度当初予算(億円)				議員報酬等 (1人当たりの 年間支給額) (円)(※2)		
			一般会計	特別会計 (企業会計含む。)	合計(※1) B	議員1人当たり の予算額 (B/A)			
政令指定都市	大阪市	86	16,700	21,025	37,725	①	438.7	⑥	13,909,800
	横浜市	86	15,369	18,726	34,095	②	396.5	①	16,010,400
	名古屋市	75	10,259	16,005	26,264	③	350.2	⑳	8,000,000
	神戸市	69	7,101	9,981	17,082	⑤	247.6	②	15,512,400
	京都市	69	7,366	9,422	16,788	⑥	243.3	③	14,474,400
	札幌市	68	8,524	6,001	14,525	⑧	213.6	⑤	13,998,650
	福岡市	62	7,596	10,345	17,942	④	289.4	④	14,324,200
	北九州市	61	5,400	6,395	11,794	⑪	193.3	⑪	13,060,872
	川崎市	60	5,984	6,977	12,961	⑦	216.0	⑧	13,510,325
	さいたま市	60	4,475	4,197	8,672	⑫	144.5	⑩	13,135,943
	新潟市	56	3,584	3,209	6,793	⑮	121.3	⑰	10,147,620
	広島市	55	5,697	5,776	11,474	⑨	208.6	⑦	13,880,400
	仙台市	55	5,461	5,356	10,817	⑩	196.7	⑨	13,313,100
	千葉市	54	3,595	3,892	7,487	⑬	138.6	⑬	12,427,800
	静岡市	53(※3)	2,664	2,877	5,541	⑱	104.5	⑮	11,058,840
	堺市	52	3,587	2,995	6,582	⑭	126.6	⑫	13,057,200
	岡山市	52(※4)	2,701	2,571	5,273	⑲	101.4	⑭	11,405,400
	相模原市	49	2,445	1,923	4,368	⑳	89.1	⑯	10,905,925
熊本市	48	2,854	2,784	5,638	⑯	117.5	⑱	10,427,340	
浜松市	46	2,703	2,691	5,395	⑰	117.3	⑰	10,487,880	
京都府内の主な都市(※5)	宇治市	28	593	493	1,085	—	38.8	—	8,471,725
	舞鶴市	28	341	291	632	—	22.6	—	6,772,700
	亀岡市	26	321	271	593	—	22.8	—	6,772,700
	長岡京市	26	242	214	456	—	17.5	—	6,926,625
	城陽市	20	235	232	467	—	23.4	—	6,849,662
参考	京都府	60	9,006	3,481	12,487	—	208.1	—	15,556,800

※1 表示単位未満を端数処理しているため、一般会計と特別会計の計が合計と一致しない場合がある。

※2 議員報酬等は特例措置後の報酬額に、期末手当を加えた額。

※3 静岡市 次回の一般選挙から議員定数を48人とする。

※4 岡山市 次回の一般選挙から議員定数を46人とする。

※5 京都府内の主な都市については、平成22年度国勢調査結果における人口上位5都市(京都市除く。)を記載している。

資料5-1

政令市における議員報酬の支給状況等について（平成25年4月1日現在）（※1）

		議員報酬			期末手当			特例期間	議員1人当たりの 年間支給額 ※2 (特例措置後) D	議員 定数 E	年間総支給額 (特例措置後) F (D×E)	国勢調査人口 (H22.10.1現在) G	人口1人当たりの 年間総支給額 (特例措置後) F/G
		制度月額 A	特例月額 A [〓]	内容	支給月数 B	加算割合 C	特例						
1	京都市	③ 960,000	④ 864,000	△10%	2.95	45%		～H26.3.31	③ 14,474,400	69	④ 998,733,600	⑥ 1,474,015	⑪ 677.56
2	札幌市	⑧ 860,000	⑤		2.95	45%			⑤ 13,998,650	68	⑤ 951,908,200	④ 1,913,545	⑰ 497.46
3	仙台市	⑩ 840,000	⑧ 810,000	△3万円	2.95	45%		～H26.3.31	⑨ 13,313,100	55	⑩ 732,220,500	⑪ 1,045,986	⑥ 700.03
4	さいたま市	⑫ 807,000	⑩		2.95	45%			⑩ 13,135,943	60	⑨ 788,156,580	⑨ 1,222,434	⑬ 644.74
5	千葉市	⑭ 770,000	⑬ 731,500	△5%	3.95	20%		～H26.3.31	⑬ 12,427,800	54	⑬ 671,101,200	⑬ 961,749	⑧ 697.79
6	川崎市	⑪ 830,000	⑥		2.95	45%			⑧ 13,510,325	60	⑦ 810,619,500	⑧ 1,425,512	⑯ 568.65
7	横浜市	④ 953,000	①		4	20%			① 16,010,400	86	① 1,376,894,400	① 3,688,773	⑱ 373.27
8	相模原市	⑰ 670,000	⑮		2.95	45%			⑯ 10,905,925	49	⑱ 534,390,325	⑱ 717,544	⑤ 744.75
9	新潟市	⑲ 653,000	⑱		2.95	20%			⑲ 10,147,620	56	⑰ 568,266,720	⑮ 811,901	⑦ 699.92
10	静岡市	⑱ 663,000	⑰		3.9	20%			⑮ 11,058,840	53	⑯ 586,118,520	⑲ 716,197	② 818.38
11	浜松市	⑳ 648,000	⑲		4.185	0%			⑰ 10,487,880	46	⑳ 482,442,480	⑯ 800,866	⑮ 602.40
12	名古屋市	① 990,000	⑳ 500,000	△49万円	3.1	45%	2,000,000	H23.5.1～ 当分の間	⑳ 8,000,000	75	⑭ 600,000,000	③ 2,263,894	⑳ 265.03
13	大阪市	② 970,000	⑫ 776,000	△20%	3.95	20%		～H26.3.31	⑥ 13,909,800	86	② 1,196,242,800	② 2,665,314	⑱ 448.82
14	堺市	⑬ 780,000	⑪		3.95	20%			⑫ 13,057,200	52	⑫ 678,974,400	⑭ 841,966	④ 806.42
15	神戸市	⑤ 930,000	②		3.9	20%			② 15,512,400	69	③ 1,070,355,600	⑤ 1,544,200	⑨ 693.15
16	岡山市	⑮ 710,000	⑮ 670,000	△4万円	3.95	20%		～H27.4.30	⑭ 11,405,400	52	⑮ 593,080,800	⑳ 709,584	① 835.81
17	広島市	⑧ 860,000	⑦ 817,000	△5%	3.95	20%		～H27.4.30	⑦ 13,880,400	55	⑩ 763,422,000	⑩ 1,173,843	⑫ 650.36
18	北九州市	⑥ 880,000	⑨ 809,600	△8%	2.9	42.5%	特例報酬月額を 算定基礎とする	H25.2.10～ H27.3.31	⑪ 13,060,872	61	⑧ 796,713,192	⑫ 976,846	③ 815.60
19	福岡市	⑥ 880,000	③		2.95	45%			④ 14,324,200	62	⑥ 888,100,400	⑦ 1,463,743	⑭ 606.73
20	熊本市	⑯ 671,000	⑭		2.95	20%			⑱ 10,427,340	48	⑲ 500,512,320	⑰ 734,474	⑩ 681.46
政令市平均		— 816,250	— 766,155	特例月額後	3.41	30.1%			— 12,652,425	61	※3 779,412,677	— 1,357,619	— 574.10

※1 正副議長等の報酬額は、加算していない。

※2 $D = A(A^{\wedge}) \times 12 + A(A^{\wedge}) \times B \times (C + 100) / 100$ （期末手当を特例月額（A[〓]）で算定基礎としているのは、北九州市のみ）

※3 政令市20市の「年間総支給額」の合計を20で除した額であり、政令市平均欄中の「議員1人当たりの年間支給額」と「議員定数」を乗じた額とは一致しない。

[参考1] 制度月額

90万円台	5	名古屋、大阪、京都、横浜、神戸
80万円台	7	北九州、福岡、札幌、広島、仙台、川崎、さいたま
70万円台	3	堺、千葉、岡山
60万円台	5	熊本、相模原、静岡、新潟、浜松

[参考2] 特例月額

90万円台	2	横浜、神戸
80万円台	8	福岡、京都、札幌、川崎、広島、仙台、北九州、さいたま
70万円台	3	堺、大阪、千葉
60万円台	6	熊本、相模原、岡山、静岡、新潟、浜松
50万円台	1	名古屋

[参考3] 議員1人当たりの年間支給額（特例措置後）

1600万円台	1	横浜
1500万円台	1	神戸
1400万円台	2	京都、福岡
1300万円台	8	札幌、大阪、広島、川崎、仙台、さいたま、北九州、堺
1200万円台	1	千葉
1100万円台	2	岡山、静岡
1000万円台	4	相模原、浜松、熊本、新潟
800万円台	1	名古屋

[参考4] 人口1人当たりの年間総支給額（特例措置後）

800円台	4	岡山、静岡、北九州、堺
700円台	2	相模原、仙台
600円台	9	新潟、千葉、神戸、熊本、京都、広島、さいたま、福岡、浜松
500円台	1	川崎
400円台	2	札幌、大阪
300円台	1	横浜
200円台	1	名古屋

[参考5] 京都市と政令市平均との差額

	京都市	政令市平均	差額
制度月額	960,000	816,250	143,750
特例月額	864,000	766,155	97,845
議員1人当たりの年間支給額	14,474,400	12,652,425	1,821,975
人口1人当たりの年間総支給額	677.56	574.10	103.46

資料5-2

過去10年以内に議員報酬の本則を減額した政令市と改定時の考え方について

都市名	仙台市				さいたま市				千葉市				川崎市			
改定時期	H18. 4. 1				H20. 1. 1				H18. 7. 1				H19. 4. 1			
報酬月額 (制度値)	改正前	改正後	差額	改定率	改正前	改正後	差額	改定率	改正前	改正後	差額	改定率	改正前	改正後	差額	改定率
議長	1,030,000	1,020,000	△ 10,000	△ 0.97%	1,030,000	977,000	△ 53,000	△ 5.15%	980,000	930,000	△ 50,000	△ 5.10%	1,080,000	1,030,000	△ 50,000	△ 4.63%
副議長	920,000	910,000	△ 10,000	△ 1.09%	920,000	873,000	△ 47,000	△ 5.11%	880,000	840,000	△ 40,000	△ 4.55%	960,000	920,000	△ 40,000	△ 4.17%
議員	850,000	840,000	△ 10,000	△ 1.18%	850,000	807,000	△ 43,000	△ 5.06%	810,000	770,000	△ 40,000	△ 4.94%	870,000	830,000	△ 40,000	△ 4.60%
改定時の考え方	前回改定時 (H8.10.1) からの市一般職員の給料改定状況 (△0.6%) を参考に改定				前回改定時 (H16.7.1) からの、社会経済情勢、市の財政状況、他の類似政令指定都市との均衡、市一般職員の給与改定状況 (△5.16%) を総合的に勘案				前回改定時 (H8.1.1) からの、市一般職員の給与改定状況 (△4.98%) を参考に改定				市一般職員の給与水準の引き下げ実施や国等における特別職の報酬等の改定状況などの諸情勢を総合的に検討			

都市名	横浜市				名古屋市				大阪市				熊本市			
改定時期	H23. 4. 1				H18. 4. 1				H23. 1. 1				H24. 4. 1			
報酬月額 (制度値)	改正前	改正後	差額	改定率	改正前	改正後	差額	改定率	改正前	改正後	差額	改定率	改正前	改正後	差額	改定率
議長	1,200,000	1,179,000	△ 21,000	△ 1.75%	1,250,000	1,225,000	△ 25,000	△ 2.00%	1,260,000	1,200,000	△ 60,000	△ 4.76%	818,000	814,000	△ 4,000	△ 0.49%
副議長	1,080,000	1,061,000	△ 19,000	△ 1.76%	1,100,000	1,078,000	△ 22,000	△ 2.00%	1,120,000	1,060,000	△ 60,000	△ 5.36%	745,000	741,000	△ 4,000	△ 0.54%
議員	970,000	953,000	△ 17,000	△ 1.75%	1,010,000	990,000	△ 20,000	△ 1.98%	1,020,000	970,000	△ 50,000	△ 4.90%	674,000	671,000	△ 3,000	△ 0.45%
改定時の考え方	前回改定時 (H7.12.1) からの、市一般職員の給与改定状況 (△1.67%) を参考に改定				市一般職員給与のマイナス改定の状況や他政令指定都市等との均衡等を勘案				前回改定時 (H18.1.1) からの、市一般職員の給与改定状況 (給与減額措置の影響を含む(△6.3%))、消費者物価指数の下落傾向、特別職の職責の重大さを総合的に勘案				市一般職員のうち、局長・部長級の給与改定状況 (△0.48%) を参考に改定			

(参考) 前回改定時の京都市の状況

都市名	京都市			
改定時期	H8. 7. 1			
報酬月額 (制度値)	改正前	改正後	差額	改定率
議長	1,050,000	1,120,000	70,000	6.67%
副議長	960,000	1,030,000	70,000	7.29%
議員	890,000	960,000	70,000	7.87%
改定時の考え方	前回改定時 (H3.12.1) からの市一般職員の給与改定状況 (+7.02%) を参考に改定。H8.3.1に改定された京都府会議員の報酬月額と同額としている。			

本市職員の給料額等について

職務の級	人数（人）	平均年齢（歳）	平均給料月額（円）	平均年収（円）
局長級	45	55.9	550,702	11,543,048
部長級	119	54.0	499,994	10,335,579
課長級	443	51.9	455,510	9,403,756

※1 対象者

市長部局・市会事務局・選挙管理委員会事務局・監査事務局・人事委員会事務局・農業委員会事務局・教育委員会事務局に在籍する行政職給料表適用者のうち、平成24年4月1日時点での派遣職員及び休職者を除く。

※2 職務の級及び平均年齢

平成24年4月1日時点での級及び年齢とする。

※3 平均給料月額

平成24年4月支給分の平均給料月額とする。

※4 平均年収

平成24年中の平均給与総額（給料及び職員手当（通勤手当のうち、非課税対象分を除く。））とする。

なお、年途中で職務の級が変更した者についても、平成24年4月1日現在の職務の級で平均値を算出している。

市内労働者の年間収入額の推移(15年間)

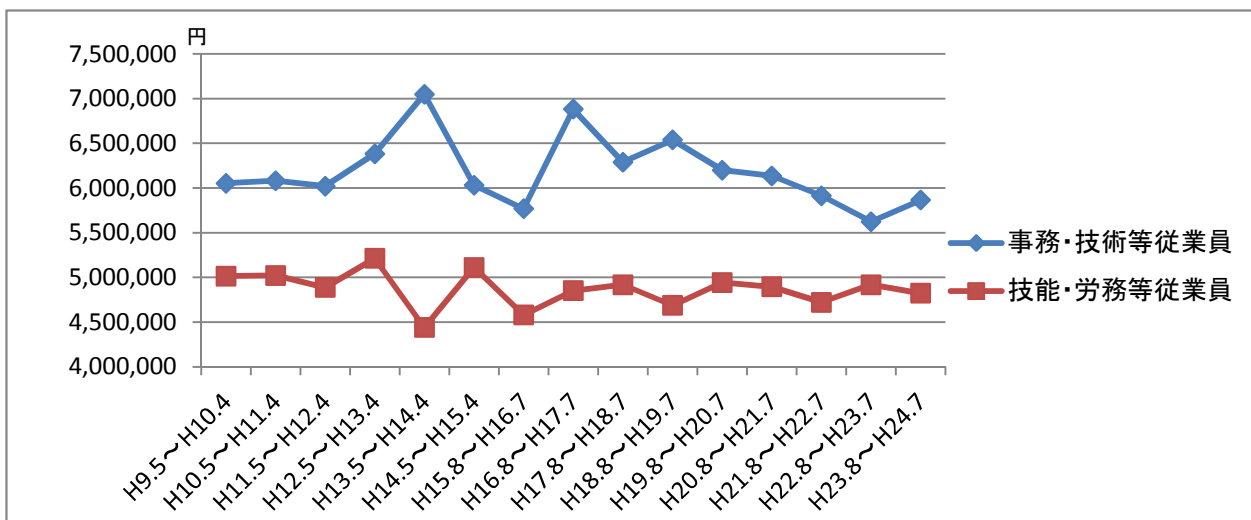
1 人事委員会勧告掲載の職種別民間給与実態調査(※1)

区分	H9.5~H10.4	H10.5~H11.4	H11.5~H12.4	H12.5~H13.4	H13.5~H14.4	H14.5~H15.4
事務・技術等従業員	6,053,525	6,081,026	6,020,256	6,381,609	7,048,061	6,032,359
技能・労務等従業員	5,014,941	5,021,566	4,888,052	5,213,140	4,439,583	5,111,232

区分	H15.8~H16.7	H16.8~H17.7	H17.8~H18.7	H18.8~H19.7	H19.8~H20.7	H20.8~H21.7
事務・技術等従業員	5,767,596	6,882,749	6,290,162	6,537,648	6,199,385	6,135,032
技能・労務等従業員	4,579,027	4,851,945	4,917,735	4,687,213	4,942,488	4,895,182

区分	H21.8~H22.7	H22.8~H23.7	H23.8~H24.7
事務・技術等従業員	5,914,068	5,623,917	5,865,206
技能・労務等従業員	4,721,104	4,918,450	4,822,526

※1 調査対象 … H9.5~H17.7は、企業規模100人以上で、かつ事業所規模50人以上の市内民間事業所より抽出した120事業所。H17.8以降は、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の市内民間事業所より抽出した約150事業所。



2 総務省家計調査(※2)における勤労世帯(※3)のうち、2人以上世帯の世帯主の勤め先収入

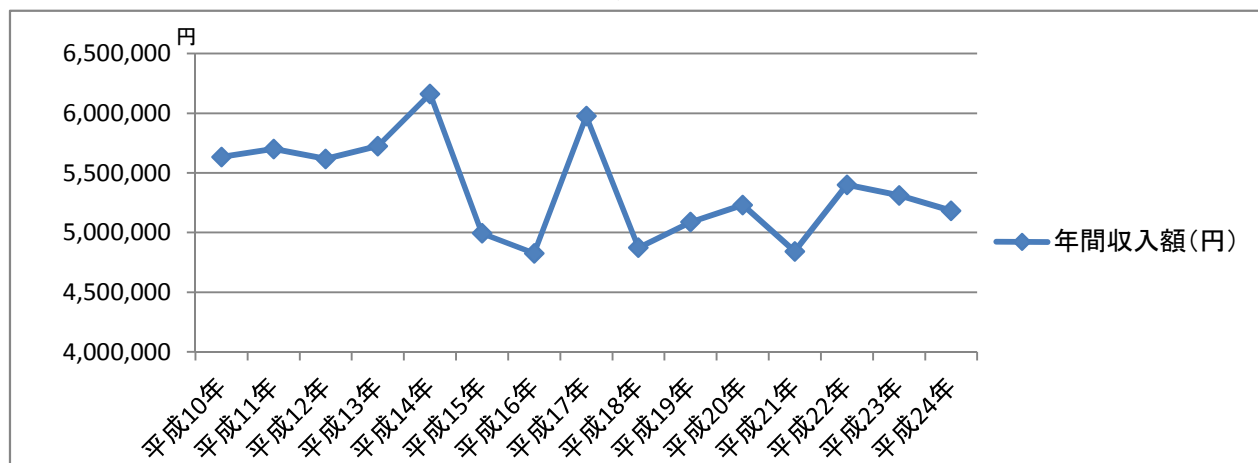
年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
年間収入額(円)	5,633,287	5,701,114	5,617,513	5,724,155	6,162,495	4,993,868

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
年間収入額(円)	4,826,455	5,975,365	4,873,354	5,088,198	5,231,176	4,842,773

年	平成22年	平成23年	平成24年
年間収入額(円)	5,400,769	5,311,785	5,183,308

※2 総務省家計調査 … 総務省が、国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策等のための基礎資料を提供する目的で実施する標本調査。(本市標本数は約40世帯)

※3 勤労世帯 … 世帯主が会社、官公庁等に勤めている世帯。ただし、世帯主が、取締役・理事などの会社・団体の役員、個人経営者、農林漁業従事者、無職等の世帯を除く。



平成 25 年度予算における議員一人当たりに必要な経費

項目	経費（千円）	議員一人当たりの経費（計算値） （千円）
議員報酬・期末手当	1,081,977 (1,002,977)	15,681 (14,536)
政務活動費	447,120	6,480
議員共済費（議員年金給付に要する経費）	295,696	4,285
海外行政調査出張旅費及び委託料	17,000	246
委員会他都市調査出張旅費	12,120	176
京都市会議員団総合健康診断補助	1,141	17
合計	1,855,054 (1,776,054)	26,885 (25,740)

括弧書は、議員報酬の10%減額補正後

【参考】

平成 24 年度決算（ただし、旧政務調査費にあつては、収支報告書提出後の残額を差し引いた額で算出）においては、経費 1,729,614 千円、議員一人当たりの経費 25,067 千円。

議員定数及び議員報酬に関する無所属の議員の意見について

1 議員定数

＜清水議員＞

- ・ 多様な意見を反映するために、1人区は避ける必要がある。
- ・ 法の下に平等であるべきであるが、地方議員と国会議員とは少し性質が違うこと、国政と地方の選挙制度が異なることから考えると、国政選挙と同じように1票の格差をどこまで考えることが正しいかは、議論が必要ではないだろうか。
- ・ 欠員（現在1）、今期前半は欠席者のいる中での議会運営を行ってきた現状を考えると、定数は削減する方向に進むべきではないかと考えている。

＜森川議員＞

できる限り多くの市民の声を、1票の不公平なく政治に反映するには、どれだけの数が必要かを検討するべきで、数の削減を前提にするべきではない。一般市民が議員になることや、市民と議員間の交流の機会を増やし、これまで以上に市民の政治参加を促すには、むしろ数が多い方がよいとの考え方も成り立つ。節税は、数の削減でなくても、報酬の削減でできる。将来的には、選挙区が現在の11でよいのか少ない方がよいのか、市内の府会議員の職務を市会議員が兼任し合理化できないかなど、数の在り方は、選挙区や職務の在り方と共に、幅広い視野で議論を行う必要がある。

2 議員報酬

＜清水議員＞

- ・ 現在の経済状況を考えると、議員報酬は削減すべきであり、1割削減は当然続けるべきであるが、削減幅は3割が妥当であると考えている。
- ・ 現行は1割削減で運用し、削減分は有効に施策に反映されており、削減することの意味は十分にあると考える。今後、更なる削減を行い、京都市政の見直し、施策充実を図るべきと考える。

＜森川議員＞

議員側の事情だけでなく、市民の生活や労働の実態に照らし合わせ決めるべきで、市民の所得の平均を目安とするべき。また、議員が常勤で専門職なのか否か、又はそれが望ましいかについては議論の余地がある。この点も今後は、議員だけで議論し決めるのではなく、市民の意見を十分に聴くべきである。むしろ、常勤で専門職でない方が、例えば自営業や会社員又は主婦といった多様な市民が議員を目指しやすくなり、幅広い市民の政治参加を通じ、より多くの市民意見が市政に反映できると考える。なお、政務調査に必要な費用については、行財政改革など市政推進に役立つのであれば、増額も含め議論するべきと考える。